

「公益目的支出計画」の実施完了について

理事長 清水 扇丈

当会は、公益法人制度改革に伴い、内閣府公益認定等委員会の認可を受け、平成24年4月1日に一般社団法人へ移行しました。

一般社団法人移行時の公益目的財産額は公益目的事業の支出によって“零”とすることになっており、当法人は10年で完了する「公益目的支出計画」を提出して公益目的事業を実施して参りましたが、令和4年3月31日をもって事業を完了し、令和4年6月1日付けで「公益目的支出計画実施完了確認請求書」を提出しました。その後、審査を経て、令和4年11月1日付けで内閣総理大臣より「公益目的支出計画の実施完了の確認書」（府益担第1237号）を受領いたしました。

これにより、一般社団法人移行に関する手続きがすべて完了しましたので報告いたします。